

茨城県社会保険労務士会

総合労働相談所

労働に関する問題についてお気軽にご相談ください

- ◇社会保険
- ◇労働保険
- ◇助成金・給付金
- ◇安全衛生
- ◇採用・退職・解雇
- ◇賃金・残業手当
- ◇労使関係
- ◇ハラスメント

例えば



賃金、労働時間のあり方は？

例えば



パートでも有給はあるの？

例えば



就業規則について知りたい。

1. 相談日時・場所（祝日除く）

毎月第2水曜日：龍ヶ崎市役所 本庁舎3階会議室

毎月第2金曜日：土浦市役所 3階広報広聴課

毎月第3火曜日：古河市役所 古河庁舎2階202会議室

毎月第4火曜日：水戸市役所 1階市民相談室

毎月第4木曜日：日立市役所 2階市民相談室

日立市役所は、相談日が祝日にあたる場合は、翌日に実施します。

2. 相談時間：13時30分～16時30分

3. 予約申込：茨城県社会保険労務士会 ホームページまたはFAX（029-350-3222）

★「社会保険労務士」は、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家です

茨城県社会保険労務士会

〒311-4152 水戸市河和田1丁目2470-2

<https://www.ibaraki-sr.com/>